

資料編

【資料1】

●上尾市国民保護対策本部及び上尾市緊急対処事態対策本部に関する条例

平成18年3月29日条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、上尾市国民保護対策本部及び上尾市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 上尾市国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、上尾市国民保護対策本部(以下「対策本部」という。)の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 上尾市国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(次項において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 法第28条第8項の規定に基づき設置する現地対策本部(次項において「国民保護現地対策本部」という。)に、国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、上尾市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【資料2】

●上尾市国民保護協議会条例

平成18年3月29日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、上尾市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

【資料3】

○上尾市国民保護協議会運営規程

平成29年2月6日

上国規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、上尾市国民保護協議会条例(昭和18年上尾市条例第2号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、上尾市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

(委員の代理)

第3条 委員がやむを得ない事情により出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とし、委員の職務を代理する。

(異動の報告)

第4条 委員に異動があったときは、その後任者は、直ちに職名、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、総務部危機管理防災課において処理する。

(委任)

第6条 条例及びこの規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年6月21日から施行する。

附 則(平成29年上国規程第1号)

この規程は、平成29年2月6日から施行する。

【資料4】

●上尾市危機対策本部設置規程

平成19年2月7日市・消防本部・水道事業・議会・教育委員会訓令第1号
本庁
出先機関
上尾市消防本部
上尾市水道部
上尾市議会事務局
上尾市教育委員会事務局
市立教育機関
上尾市危機対策本部
平成26年3月から改正経過を注記した
改正

平成19年3月30日市・消防本部・水道事業・議会・教育委員会訓令第2号
平成20年9月30日市・消防本部・水道事業・議会・教育委員会訓令第1号
平成26年3月31日市・消防本部・水道事業・議会・教育委員会訓令第3号

(設置)

第1条 市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす事故等(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号において定める災害を除く。)又は市民の生活に重大な被害を及ぼす事案等(以下「危機」と総称する。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な対策を実施するため、上尾市組織規則(昭和59年上尾市規則第11号)第6条第1項の規定に基づき、上尾市危機対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 危機に対処するための総合的な基本指針に関すること。
- (2) 被害者の救助、医療救援、防疫、公共施設の復旧その他の応急対策に関すること。
- (3) 危機による被害の拡大の防止に関すること。
- (4) 危機の発生の防御に関すること。

(構成等)

第3条 本部長は、市長とする。

- 2 副本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(協力要請)

第5条 本部長は、所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、本部員以外の関係職員に対して協力を要請するものとする。

(活動期間)

第6条 本部長は、危機が発生し、又は危機が発生するおそれがある場合において、当該危機に係る対策を推進するため特別の必要があると認めるときに本部を開設し、当該危機が解消したと認めるときに閉鎖する。

(部)

第7条 本部長は、第2条第2号から第4号までに掲げる事務を処理するため必要があると認める

ときは、本部に別表第2左欄に掲げる部を置き、それぞれ同表右欄に掲げる所掌事務を分掌させることができる。

- 2 前項の部に、部長及び副部長を置く。
- 3 部長及び副部長は、本部員その他の職員のうちから本部長の指名する者をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。
- 5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副部長が2人以上いるときは、あらかじめ部長の定めた順序で、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、総務部危機管理防災課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年市・消防本部・水道事業・議会・教育委員会訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年市・消防本部・水道事業・議会・教育委員会訓令第1号)

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成26年市・消防本部・水道事業・議会・教育委員会訓令第3号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

教育長 市長政策室長 行政経営部長 総務部長 子ども未来部長 健康福祉部長 市民生活部長 環境経済部長 都市整備部長 会計管理者 上下水道部長 消防長 議会事務局長 教育委員会事務局教育総務部長 教育委員会事務局学校教育部長
--

別表第2(第7条関係)

部	所掌事務
報道部	(1) 報道機関に提供する資料を作成すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、報道機関への対応に関すること。 (3) 市民等への周知を図るための広報に関すること。
渉外部	(1) 国、県等への要望に関すること。 (2) ライフラインを所管する関係機関との連絡調整に関すること。
応急対策部	応急対策の検討及びその実施に関すること。

【資料5】

●上尾市危機対策会議設置要綱

平成19年2月7日市長決裁

改正

平成19年3月30日市長決裁

平成20年9月30日市長決裁

平成26年3月28日市長決裁

(設置)

第1条 市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす事故等又は市民の生活に重大な被害を及ぼす事案等(以下「危機」と総称する。)が発生し、又は危機が発生するおそれがある場合において、迅速な情報の収集を図るとともに、その対応策を検討するため、上尾市危機対策会議(以下「対策会議」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「対策本部」とは、次に掲げる本部のいずれかをいう。

(1) 上尾市災害対策本部条例(昭和39年上尾市条例第23号)第1条の上尾市災害対策本部

(2) 上尾市国民保護対策本部及び上尾市緊急対処事態対策本部に関する条例(平成18年上尾市条例第3号)第1条の上尾市国民保護対策本部

(3) 上尾市国民保護対策本部及び上尾市緊急対処事態対策本部に関する条例第1条の上尾市緊急対処事態対策本部

(4) 上尾市危機対策本部設置規程(平成19年上尾市・上尾市消防本部・上尾市水道事業・上尾市議会・上尾市教育委員会訓令第1号)第1条の規定により設置される上尾市危機対策本部

(所掌事務)

第3条 対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 危機に係る情報の収集に関すること。

(2) 危機についての対応策の検討に関すること。

(3) その他危機対策に関すること。

(組織)

第4条 対策会議は、会長、副会長及び委員15人をもって組織する。

2 会長は、市長とする。

3 副会長は、副市長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

5 会長は、必要に応じ、前項の規定により委員に充てられる職員以外の関係職員を委員とすることができる。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、会務を総理し、対策会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(開設及び閉鎖)

第6条 市長は、危機が発生し、又は危機が発生するおそれがある場合において、当該危機に関する総務部長からの報告に基づき緊急に対応する必要があると認めるときは、対策会議を開設する。ただし、対策会議を開設する前に対策本部が開設されたときは、この限りでない。

2 市長は、前項本文の規定に基づき対策会議を開設したときは、その呼称を定めるものとする。

3 別表に掲げる職にある者は、対策会議における会長の指示に従い、それぞれ、その分掌する事務に係る対策を講ずるものとする。

4 市長は、危機により被害の拡大するおそれが解消したと認めたとき、又は対策会議を開設した

後において対策本部が開設されたときは、対策会議を閉鎖する。

(会議)

第7条 対策会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 対策会議は、対策会議を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
ただし、特に緊急を要するため再度会議を招集する時間的余裕がないと会長が認める場合にあっては、この限りでない。

(関係職員の出席)

第8条 対策会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係職員に対して会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 対策会議の庶務は、総務部危機管理防災課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日市長決裁)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月30日市長決裁)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日市長決裁)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

教育長	市長政策室長	行政経営部長	総務部長	子ども未来部長	健康福祉部長	市民生活部長	環境経済部長	都市整備部長	会計管理者	上下水道部長	消防長	議会事務局長	教育委員会事務局教育総務部長	教育委員会事務局学校教育部長
-----	--------	--------	------	---------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-----	--------	----------------	----------------

【資料6】

- 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

発令　　：平成17年3月28日号外総務省令第44号

最終改正：平成27年9月16日号外総務省令第76号

改正内容：平成27年9月16日号外総務省令第76号[平成28年1月1日]

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)第二十五条第二項及び第二十六条第四項(これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

(安否情報の収集方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。)第九十四条第一項及び第二項(法第百八十三条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。)第二十五条第二項(令第五十二条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法第九十四条第一項及び第二項(法第百八十三条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第三条 法第九十五条第一項(法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項(令第五十二条において準用する場合を含む。)に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第九十五条第一項(法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人

であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第四条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が法第九十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成一八年三月三十一日総務省令第五〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

附 則〔平成二七年九月一六日総務省令第七六号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律〔平成二五年五月法律第二七号〕(以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。〔後略〕

(経過措置)

第二条 〔一項略〕

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード(第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。)は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

一・二 〔略〕

三 第十一条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第三条第二項

四・五 〔略〕

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑩を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑩～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

		年 月 日
総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		
申 請 者		
		住所（居所） _____
		氏 名 _____
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ _____ ）	
備	考	
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本
その他個人を識別するための情報		
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備 考		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A 4とします。
 - 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

年 月 日 殿 総務大臣 （都道府県知事） （市町村長） 年 月 日付けて照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。
 - 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

【資料7】

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準
 発令 　　：平成25年10月1日号外内閣府告示第229号
 最終改正：平成29年3月31日号外内閣府告示第534号
 改正内容：平成29年3月31日号外内閣府告示第534号[平成29年4月1日]

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のように定め、平成二十五年十月一日から適用する。

(救援の程度及び方法)

- 第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。)第十条第一項(令第五十二条において準用する場合を含む。)の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。)第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。
- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準(次項において「特別基準」という。)を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長)は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

- イ 避難住民(法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。)又は武力攻撃災害(法第二条第四項に規定する武力攻撃災害を言う。以下同じ。)により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者(以下「避難住民等」という。)を収容するものであること。
- ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。
- ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり三百二十円(冬季(十月から三月までの期間をいう。以下同じ。))については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。
- ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。
- (1) 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は二百六十五万二千元以内とすること。
- (2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり三百二十円(冬季につい

ては、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。

- ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。
- ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。
- ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。
- チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法(平成十六年法律第百十号)第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第一百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条、第八条及び第九条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

- イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。
- ロ 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百六十五万二千円以内とすること。
- ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

- イ 避難所(長期避難住宅を含む。以下同じ。)に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。
- ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千百三十円以内とすること。

二 飲料水の供給

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。
- ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
 - イ 被服、寝具及び身の回り品

- ロ 日用品
- ハ 炊事用具及び食器
- ニ 光熱材料
- 三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(四月から九月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一万八千四百円	二万三千七百円	三万四千九百円	四万四千八百円	五万二千九百円	七千八百円
冬季	三万四百円	三万九千五百円	五万四千九百円	六万四千二百円	八万八千円	一万千円

- 四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。
- ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。))がその業務を行う場所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む)を行うことができること。
- ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

- ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。
- ロ 次の範囲内において行うこと。
- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- 二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
 - イ 棺(附属品を含む。)
 - ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
 - ハ 骨つぼ及び骨箱
- 三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万二百円以内、小人十六万八千円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十七万四千元以内とすること。

(学用品の給与)

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障の

ある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 一人当たり 四千四百円

(2) 中学校生徒 一人当たり 四千七百元

(3) 高等学校等生徒 一人当たり 五千百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千四百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当

たり五千三百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万五千円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 飲料水の供給
 - ロ 医療の提供及び助産
 - ハ 被災者の捜索及び救出
 - ニ 死体の捜索及び処理
 - ホ 救済用物資の整理配分
- 二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

前 文〔抄〕〔平成二六年三月三十一日内閣府告示第二〇号〕

平成二十六年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二七年三月三十一日内閣府告示第四五号〕

平成二十七年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二八年三月三十一日内閣府告示第一一三号〕

平成二十八年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二九年三月三十一日内閣府告示第五三四号〕

平成二十九年四月一日から適用する。

【資料8】

主な備蓄物資等の状況

(平成27年3月31日現在)

	品 目	数 量	所 在 地
食 料 品	アルファ米	24,000食	上平公園・小中学校等
	炊出し用五目ご飯	23,250食	上平公園・小中学校等
	ビスケット	29,120食	上平公園・小中学校等
	クラッカー	2,100食	上平公園
飲 料 水	ペットボトル入り	24,120リットル	上平公園・小中学校等
生 活 用 品	組立式トイレ（タンク式）	69台	上平公園・小中学校
	簡易便器・処理袋セット	10,800回分	上平公園・小中学校等
	非常時用排便収納袋	25,700回分	上平公園・小中学校等
	トイレットペーパー	1,440ロール	上平公園
	救急箱（50人用）	94個	市役所・上平公園・小中学校等
	毛布	8,040枚	上平公園・小中学校等
	大人用紙おむつ	3,864枚	上平公園
	子ども用紙おむつ	4,200枚	上平公園
	生理用品	5,184枚	上平公園
資 機 材	マンホールトイレ	14か所・210台	上平公園・小中学校等・浅間台大公園
	発電機	105台	上平公園・小中学校等
	投光器	57台	上平公園・小中学校等
	浄水機	30台	上平公園・小学校
	移動式調理器	41台	小中学校等
	折りたたみリヤカー	98台	上平公園・小中学校等
	救助用工具セット	97セット	上平公園・小中学校等
	担架	173台	上平公園・小中学校等
	ガソリン缶（10）	300缶	上平公園・小中学校等
	灯油缶（10）	600缶	上平公園・小中学校等
	災害用PHS	42台	小中学校等

【資料9】

災害用マンホールトイレ設置場所・機材保管場所一覧

(平成27年3月31日現在)

	トイレ設置場所	トイレ設置施設	個数	機材保管場所	機材・数量	備考
1	浅間台三丁目35番地	浅間台大公園	8基	柏座ポンプ場内 (浅間台四丁目9番地23)	標準テント 7基 大型テント 1基 洋式便座 8基 ランタン 8個	平成19年度 施工
2	大字菅谷16番地	上平公園 南口駐車場	20基	市民球場レフト側 2F倉庫 (市民安全課の 備蓄倉庫)	標準テント 19基 大型テント 1基 洋式便座 20基 ランタン 20個	平成20年度 施工
3	愛宕三丁目28番地	上尾運動公園 (サブグラウンド 東側)	16基	上尾運動公園 (体育館北側の 防災倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成21年度 施工 防火水槽 20m ³ 設置
4	向山四丁目3番地	上尾市市民体育館 (体育館 東側 駐車場)	16基	上尾市 市民体育館 (体育館東側の 防災倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成21年度 施工 防火水槽 20m ³ 設置
5	大字小敷谷2番地	上尾市立 太平中学校 (校舎 北東側 敷地内)	16基	上尾市立 太平中学校 (校舎東側、 防災倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成22年度 施工 防火水槽 20m ³ 設置
6	大字原市3508番地	上尾市立 原市小学校 (西側運動場 北側)	16基	上尾市立 原市小学校 (東側校門 南側、防災倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成22年度 施工 防火水槽 20m ³ 設置
7	柏座四丁目3番地	上尾市立 富士見小学校 (校舎 南側 敷地内)	14基	上尾市立 富士見小学校 (敷地北側、 防災倉庫)	標準テント 12基 大型テント 2基 洋式便座 14基 ランタン 14個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成23年度 施工 プール水 使用
8	井戸木四丁目番地	上尾市立 大石北小学校 (体育館 北側 敷地内)	16基	上尾市立 大石北小学校 (体育館 北側 防災倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成23年度 施工 防火水槽 20m ³ 設置

	トイレ設置場所	トイレ設置施設	個数	機材保管場所	機材・数量	備考
9	大字原市 3930番地	上尾市立 原市南小学校 (校舎 西側 敷地内)	16基	上尾市立 原市南小学校 (敷地東側、 防災倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成24年度 施工 プール水 使用
10	大字久保 180番地	上尾市立 芝川小学校 (校舎 北側 敷地内)	14基	上尾市立 芝川小学校 (敷地西側、 防災倉庫)	標準テント 12基 大型テント 2基 洋式便座 14基 ランタン 14個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成24年度 施工 防火水槽 20m ³ 設置
11	仲町一丁目 11番地	上尾市立 上尾小学校 (校舎 南側 敷地内)	14基	上尾市立 上尾小学校 (敷地北側、 防災倉庫)	標準テント 12基 大型テント 2基 洋式便座 14基 ランタン 14個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成25年度 施工 防火水槽 20m ³ 設置
12	大字平塚 1212番地	平塚公園 西側 敷地内	14基	県立上尾かしの木 特別支援学校 (敷地北側、 防災倉庫)	標準テント 12基 大型テント 2基 洋式便座 14基 ランタン 14個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成25年度 施工 防火水槽 20m ³ 設置
13	西宮下四丁 目400番地	上尾市立 鴨川小学校 (校舎 東側 敷地内)	14基	上尾市立 鴨川小学校 (校舎北側 防災倉庫)	標準テント 12基 大型テント 2基 洋式便座 14基 ランタン 14個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成26年度 施工 プール水 使用
14	大字小泉 745番地	上尾市立 大石小学校 (校舎 西側 敷地内)	16基	上尾市立 大石小学校 (校舎北側 防災倉庫)	標準テント 14基 大型テント 2基 洋式便座 16基 ランタン 16個 蓋開け鍵棒 1個 水道弁開旋器 1個	平成26年度 施工 防火水槽 20m ³ 設置